

○ 医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断（以下「巡回健診」という。）に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。</p> <p><u>なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。</u></p>	<p>標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断（以下「巡回健診」という。）に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするため、<u>民間医療機関の行う巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和三十七年六月二十日医発第五五四号厚生省医務局長通知)</u>により簡便な手続で巡回診療を行うことができる者として掲げられている地方公共団体、公的医療機関の開設者、公益法人等以外の者が、<u>既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>